

# 横須賀市情報公開条例の見直しについて

令和4年（2022年）8月

横 須 賀 市



## 目 次

個人情報保護に関する法律改正に伴う「(仮称)横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」制定に係る改正について

1	非公開情報の追加について……………	1
2	諾否決定期間の見直しについて……………	2
3	横須賀市情報公開審査会の改称について……………	3

## 凡 例

- ・ 個人情報保護法  
個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 法施行条例  
（仮称）横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 個人情報保護条例  
横須賀市個人情報保護条例（平成 5 年横須賀市条例第 4 号）
- ・ 情報公開条例  
横須賀市情報公開条例（平成 13 年横須賀市条例第 4 号）

## 個人情報保護に関する法律改正に伴う「(仮称)横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」制定に係る改正について

### 1 非公開情報の追加について(第7条関係)

個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。)及び行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号(以下「削除情報」という。)を、横須賀市情報公開条例第7条に定める非公開情報に新たに追加する。

#### (説明)

本市が作成した行政機関等匿名加工情報及び削除情報が記録された公文書の公開については、公文書公開請求を通じて、何人も、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額より低廉な費用で入手できるとすれば、個人情報保護法が、受益者負担の原則や利用者間の公平性確保の観点から当該制度について特別な手数料規定を設けた趣旨や、行政機関等匿名加工情報の慎重な取扱いを求める観点から民間事業者の提案に欠格事由を設けるなど行政機関等匿名加工情報の取扱者を限定した趣旨等を没却させるおそれがある。

このことから、情報公開条例第7条において、行政機関等匿名加工情報及び削除情報を新たな非公開情報とする規定を設ける。

## 2 諾否決定期間の見直しについて（第 11 条関係）

情報公開条例第 11 条第 1 項に規定する諾否決定期間並びに同条第 4 項及び第 5 項に規定する諾否決定期間を延長する期間は初日算入としているところ、個人情報保護法に合わせ、初日不算入となるよう条文の見直しを行う。

（説明）

現在、情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書公開請求及び個人情報保護条例第 15 条の規定に基づく保有個人情報開示請求に係る諾否決定期間は、いずれも請求があった日から起算して 15 日以内と規定している（初日算入）。

しかしながら、個人情報保護法における期間計算の方法は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算（初日不算入）し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとし、また、これと異なる方法を法施行条例で規定することを許容していない。

これにより、情報公開制度及び個人情報保護制度の制度間において期間計算の方法に不整合が生じることとなり、請求を受けた各実施機関の事務に支障をきたすおそれがあることから、制度間の整合を図るため、情報公開条例第 11 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の各条文中「公開請求があった日から起算して」を「公開請求があった日から」に改める。

### 3 横須賀市情報公開審査会の改称について（第 19 条・第 20 条の 2・第 23 条関係） ※ 下線は新設するもの

情報公開条例第 19 条の規定に基づき本市の附属機関として設置している横須賀市情報公開審査会の名称を横須賀市情報公開・個人情報保護審査会に改称し、併せてその担任事項に「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条に規定する諮問に応じ、審議し、及び答申すること」を追加する。

（説明）

現在本市では、情報公開審査会（情報公開条例第 19 条）及び個人情報保護審査会（個人情報保護条例第 24 条）を各々独立して設置し、実施機関がした諾否決定又は実施機関に対する公開請求に係る不作為に不服がある者からの審査請求につき、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関からの諮問に応じ、審議し、及び答申することとしている。

しかしながら、個人情報保護審査会は、平成 24 年度以降上記諮問を受けた実績がなく、平成 28 年 4 月 1 日に施行された改正行政不服審査法に基づく審議ノウハウの蓄積がない。

一方で、情報公開審査会は、上記改正行政不服審査法に基づく審議ノウハウも豊富であり、また、情報公開審査会と個人情報保護審査会とでは、その役割に共通する部分が多くあるため、情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に改称した上、両者を統合することで審議ノウハウの一元化及び審議の迅速化を図る。

また、担任事項が追加されることに伴い、諮問事案が重なった場合などに備え、審査会が指名した委員に調査権限を付与することができる規定を情報公開条例第 20 条の 2 として新設する。指名された委員が行った調査結果を基にして審査会で審査を行うことにより、その審査について公平性を担保しつつ、効率性・迅速性を確保する。